

いかに社会的に規定されているかを明らかにしたりするなど、社会老年学には新しい展開が期待されている。心理面だけでなく社会的な側面にも注目し、積極的に政策提言を行なうことにより、社会老年学は「幸福な老い」の実現にいっそう重要な役割を果たしうらるう。

## 参考文献

- 浅川達人, 2008「高齢期の人間関係」古谷野亘・安藤孝敏編『改訂・新社会老年学——シニアライフのゆくえ』ワールドプランニング, 107-138.
- Brubaker, T.H. and Powers, E.A., 1976, "The stereotype of old: A review and alternative approach" *Journal of Gerontology*, 31, 441-447.
- 古谷野亘, 2008「サクセスフル・エイジング」古谷野亘・安藤孝敏編『改訂・新社会老年学——シニアライフのゆくえ』ワールドプランニング, 139-162.
- 内閣府, 2008『平成20年版自殺対策白書』
- 厚生労働省・地域におけるうつ対策検討会, 2004「うつ対応マニュアル——保健医療従事者のために」  
[www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/dl/s0126-5f.doc](http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/dl/s0126-5f.doc)
- 本橋豊, 2008「秋田県における高齢者の自殺対策——課題解決に向けた先進的取り組み」(2008年5月23日、東京大学ジェロントロジーセミナー) [www.gerontology.jp/home/04/img/0415\\_02.pdf](http://www.gerontology.jp/home/04/img/0415_02.pdf)

## 障害学と障害者政策

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程  
後藤 悠里

本特集では学知と政策との関係がテーマとされている。障害学はこの特集にふさわしい学問分野の一つだといえる。なぜならば、あとで見るように、障害学は障害者政策に大きな影響を与えているからである。

ところで、「障害学 (Disability Studies)」とはいささか聞きなれない言葉である。障害学は長瀬修によって、「障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動」(長瀬 1999:11) と定義されている。日本において頻繁に障害学という言葉が用いられるようになったのは1990年代後半からである。1999年には石川准・長瀬修編著『障害学への招待——社会、文化、ディスアビリティ』が出版され、日本における障害学の本格的な幕開けを告げた。その後、2003年に障害学会が設立され、2004年には静岡県立大学にて第1回障害学会が開かれている。もちろん、それまで日本において障害を論じる学問がなかったわけではなく、長瀬が言うように「「障害学」という軸が意識されてこなかっただけである」(長瀬 1999:29)。日本における障害学はこうした過去の蓄積のもとに、確実に発展を遂げている。

### 障害学の誕生と障害者政策へのインパクト

障害学は1970年代のイギリスで誕生した。そこでまず、イギリスにおける障害学の歴史

をたどってみたい。入居施設を利用していたポール・ハントは、1972年に「隔離に反対する身体障害者連盟（Union of the Physically Impaired Against Segregation、以下、UPIAS）」を結成した。このとき、ともに活動をしていたのが1975年に世界に先駆けてオープン大学で障害学関連の講座を始めたヴィク・フィンケルシュタインである（長瀬 1999:15, 田中 2005:62）。このように、障害学はもともと障害者運動と関わりながら生まれた。

UPIASは、障害をインペアメント（Impairment）とディスアビリティ（Disability）という2つのレベルに分けるという画期的な定義を1976年に発表した。インペアメントは生物学的な障害であり、ディスアビリティは社会的に生み出された障害と定義される。そして、UPIASはディスアビリティの解消を求めていく戦略をとった。この定義に触発されたマイケル・オリバーは、障害の解決を個人の適応に求める（「障害の個人モデル」）のではなく、社会に求める「障害の社会モデル」という認識枠組みを作った（Oliver 1983）。この「障害の社会モデル」こそが障害学の大きな成果であり、障害学の理論的核心とされている（杉野 2007:113）。

これまでの社会のあり方に問いを突きつけ、障害者を政策の客体としてではなく主体として捉える「障害の社会モデル」の発想の影響は、必然的に政策にも波及した。イギリスにおける障害者差別禁止法やダイレクトペイメント制度の成立がその一例である。ここでは特に障害者差別禁止法について取り上げてみたい。障害者に対する差別を社会問題として解消しようとする障害者差別禁止法は、「障害の社会モデル」を政策レベルに適用した試みである。テレジア・デグナーによれば、1990年の「障害をもつアメリカ人法（Americans with Disability Act）」を嚆矢として、イギリスも含めた7か国・地域が「包括的な障害者差別禁止法」をもつとされている（Degener 2005:97）。

また、2006年に第61回国連総会で採択された「障害のある人の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disability）」には、障害（ディスアビリティ）について「障害は機能障害をもつ個人と態度上及び環境上の障壁との相互作用によって生じる」と記述されている。この一文に表われているのは「障害の社会モデル」の発想であり、「障害の社会モデル」が約30年の歳月を経て、国際的に受け入れられるようになったことがわかる。以上のように、障害学は国際機関や各国政府の障害者政策に大きな影響を与えているのである。

## 障害学と障害者政策に関する日本の現状と展望

以上、海外における障害学と政策の結びつきについて述べてきた。それでは、日本において障害学と障害者政策とはどのように関わっているのだろうか。障害学会の学会誌である『障害学研究』を例に取って見てみよう。現在第4号まで発行されている同誌の投稿論文の中で目立つテーマは、家族や社会運動、障害者の「語り」に焦点をあてたものである。一方、法律や社会政策を中心に据えた論文はそれぞれ1本ずつである。しかし、第2号に「障害者運動と障害学の接点——障害者自立支援法をめぐる」というテーマが掲げられ、また、第4号における特集の中に障害者差別禁止法を取り上げた論文が2本あるように、障害者政策にも目配りがされている。今後、日本の障害学の中でも障害者政策を対象とした研究の増加が予想される。

しかし、ここで障害学と障害者運動の関わり方について今一度考えてみる必要があるだ

ろう。上でみたように、障害学と障害者運動はイギリスにおいて必然的に結びつけられている。日本においても、「誰が障害学を担うのか」「障害学と障害者運動との関わりはいかにあるべきか」と問いが存在している。おそらく、これらの問いは簡単に片付けられるものではないだろう。なぜならば、障害学と障害者運動の関係性は一つに決められるものではなく、文脈によって異なるものでありうるからである。そうした中で、政策については、障害学は学知としての役割、障害者運動は実践としての役割を強調する必要があるように思われる。障害者運動は障害者の利益を重視し、比較的短期的な目標を掲げるものであり、これらの点から政策評価を行う。一方、障害学は社会全体の利益といった幅広い視点を持ち、長期的な視点で政策を評価するという立場を取ることができる。たとえば、障害者運動は差別を「問題」として認識し、解決すべき課題としてとらえる。しかし、「差別は本当に問題なのか」と問い、差別問題の深い洞察を行うような障害学の仕事も、長期的に見れば重要である。障害者政策については「何もないところから政策を作る」段階から「今まで制定された政策を評価し、より良いものにしていく」段階までのレベルが存在する。前者を障害者運動が担うとすると、後者を担うのが障害学である。このように、政策について障害学と障害者運動の分業が有益である。こうした分業によって、障害学はより良い障害者政策の発展に貢献することができるのではないだろうか。

#### 参考文献

- Degener, T., 2005, "Disability Discrimination Law: A Global Comparative Approach," Lawson, A. & Gooding, C. eds., *Disability Rights in Europe: From Theory to Practice*, Oxford: Hart Publishing, 87-106.
- 長瀬修, 1999, 「障害学に向けて」石川准・長瀬修編著『障害学への招待——社会、文化、ディスアビリティ』明石書店:11-39.
- 杉野昭博, 2007, 『障害学——理論形成と射程』東京大学出版会.
- 田中耕一郎, 2005, 『障害者運動と価値形成——日英の比較から』現代書館.

#### 参考サイト

- United Nation, "Convention on the Rights of Persons with Disability"  
(<http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>, 2009.06.03)

## 環境運動と環境政策

名古屋大学大学院社会学講座専任講師  
青木 聡子

環境問題に向き合う人々が問題解決を志向して政策形成アリーナに働きかけをおこなうとき、大別して次の二つの回路がとられうる。一つは、既存の体制そのものをターゲットとし、体制の外側から刺激や圧力を加えることで要求を通していく回路であり、もう一つは、みずから体制の内側に参入し、政府や企業体の意思決定に関与することによって目的を達成していく回路である。1990年代以降、環境運動の主役が、主に前者の回路をもちい